

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第 31 回)

2021 年 12 月 20 日 (月)
16 時 30 分～

次 第

1. 意見照会結果を踏まえた対応方針修正案について
2. 社債レポ取引に関する整理 (EB 利用・非 EB 利用) 及び課題等について
3. フェイル発生時の対応について (フェイル慣行・契約書等の整備関係) ①

以 上



資料 1
日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とう し
10/4は
証券投資の日

第30回WG後意見照会結果を踏まえた 社債レポ整備に係る対応方針修正案

2021年12月20日

日本証券業協会 公社債・金融商品部

社債レポに係る各種課題※を踏まえると、社債レポ取引の活性化が見込まれない初期段階においては、多大なコストをかけた大規模な整備は現実的でないため、既にあるインフラの活用を前提とした課題の整理や市場慣行の整備から着手することとし、既存インフラとしては主としてユーロクリア・バンク（E B）の活用を想定して検討を進めることとしていた。

- ※① ニーズにマッチする貸出先又は借入先を探すことが難しい。
② システムコストや事務コストに対する収益が見込めない。
③ システム・事務処理態勢の整備。
④ 対象債券や担保の管理の煩雑さ。

1. E B 利用に関する懸念事項



第30回WG(2021年11月18日)後に実施した意見照会において、E Bを用いた社債レポについて、対象となる社債の証券保管振替機構(保振)からE B決済口座への振替に係る事務処理等に関する懸念が寄せられた。

(事務処理面)

- E Bスキーム案に対応するため、取引参加者の社内システム開発が必要となる可能性あり、相応のシステム開発コストがかかりそう。(A社)
- 現状保振で管理している残高をE Bに振り替える事により、日銀担保に差し入れている社債の管理等、既存業務フローに影響を与える可能性あり。(A社)
- (E Bでの社債レポの場合でも、) 債券売買が保振で行われ、現先取引がEBで行われるケースが多いと考えられます。証券振替を保振からEBで行うことがマニュアル対応である参加者が多いと推察されますが、オペレーション負荷が高まる課題があります。(B社)
- 一般債を一々保振の自身の口座からEuroclearへ移さなければいけない負担(C社)
- そもそも保管振替機構の振決債で管理している社債をE Bに移行してレポを行うことを想定しているとすれば、システムや管理上から円滑に移行できる環境が整っている会社はかなり少数なのでは無いでしょうか。また、移行に際し、少なからず日数を必要とする場合、レポそのものを機動的に行いづらいのではないのでしょうか。(D社)

1. EB利用に関する懸念事項



(全般)

- 現状、社債決済の殆どは「ほふり」を利用しており、EBを介する事による社債レポ活性化は限定的では。(A社)
- 国内社債の決済がほとんどほふりでされるなか、社債保有者をEBの社債レポ取引に参加させることはハードルが高いと思料する。(E社)

(その他)

- また時差の関係上、保振で債券売買をした決済日にEB上でレポ取引をスタートするとフェイルが発生すると考えられます。(B社)
- EB内での利金処理の取り扱いルール・遅延により利払日当日にEBから利金の支払いが行われないことが懸念されます。(B社)
- コスト割高 (円の短期資金の調達金利より、Euroclearに払うフィーの方が高い) (C社)

2. 非EB利用レポに関する意見

一方、EBを利用しない形（担保管理サービスなどは前提としない）で、レポ取引を行うことのメリットを指摘する意見が寄せられた。

- 証券保管振替機構を決済プラットフォームに活用することは検討できますでしょうか。一般債の売買取引の大半が証券保管振替機構での決済となっていると思われ、レポ取引も証券保管振替機構を通じて行うことは利便性が高いと思います。現状、証券保管振替機構を用いて何ができるか（ネットイング決済が可能か、現金担保付き債券貸借取引または現先取引のDVP決済での指示を受領して決済できるか、など）を知りたいです。（B社）
- ほふりを利用した提供可能な機能を再検討したほうが良いのでは。保管振替機関である保振を利用することで、取引参加者全体のコストは抑制されると思料。（A社）
- スタートはEBを利用するとして、将来的には保振でレポが行えることを見据えていかないと参加者が増えないと考えます。（D社）

3. 意見照会結果を踏まえた対応方針修正案



上記 1. 2. を踏まえ、EB利用、非EB利用（※1）それぞれの場合の課題を明確化し、市場参加者が社債レポ（※2）に求める機能やサービスに応じて活用できるよう、課題整理及び市場慣行の整備を行うこととしてはどうか。

（※1）EBに限らずレポ取引に関する特定のサービスを利用しない場合

（※2）本WGでは、「債券貸借取引（現担レポ）」及び「新現先取引」のいずれの取引形態も、「社債レポ」として、検討の対象に含む。なお、社債レポ取引の目的については、「SC」「GC」いずれの場合も想定している。



資料 2
日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とう し
10/4は
証券投資の日

社債レポ取引に関する整理（E B利用・ 非 E B利用）及び課題等について

2021年12月20日

日本証券業協会 公社債・金融商品部

1. 社債レポ取引に関する整理表



		EB（ユーロクリア・バンク）利用	非EB利用（※2）
取引に参加できる者		EBの決済口座開設者（※1）。	一般債振替制度の口座管理機関及び口座開設者（加入者）
顧客預かり玉の取引（振替）		不可（※3）	可
想定される具体的取引参加者（属性）		証券会社（大手、準大手クラス）、都市銀行、信託銀行、大手地銀、信託資産経由の生損保、年金等の機関投資家 など	証券会社（大手、準大手クラス）、都市銀行、信託銀行、大手地銀、信託資産経由の生損保、年金等の機関投資家 など
移管の必要性		有り	無し
取引手法		現先、証券貸借（証券担保のみ）（※4）	現先、貸借
レポ取引 執行時	・約定照合	不可（決済照合可）	可
	・DVP決済	可（含むマルチカレンシー、日本の営業時間外も可）	可
証券貸借サービスの有無		有（但し本邦社債は現行対象外）	—
期中管理	・値洗い	可	取引当事者間で行う
	・マージンコール管理	可（マージンコールは証券でのみ行われ、EBを通しての金銭の授受は不可（金銭授受部分だけ日銀等を使用することは可））	取引当事者間で行う
	・期中利金管理	可（期日前担保差替えを含む）	取引当事者間で行う
ロール時の債券ネットティング		不可（ネットティング決済は無し。グロス決済だがロール日のエンド・スタート決済は可能）	不可（グロス＝グロス方式）
その他①（課税対象投資家の扱い）		不可（※5）	可（※6）
その他②（受取利子に係る日銀外為報告）		必要	不要

[本整理表は関係者へのヒアリング等に基づき日証協事務局が作成。]

1. 社債レポ取引に関する整理表



- (※ 1) 口座開設には E B が定める事務能力を有していることが要件となる。接続チャネルは SWIFT・Web インターフェース（英語）のみ。
- (※ 2) E B に限らずレポ取引に関する特定のサービスを利用しない場合
- (※ 3) E B のような外国口座管理機関 (FIAMI) は、本邦の口座管理機関 (証券会社等) の上位機関となることが出来ない（社振法第 44 条 1 項 13 号、および口座管理機関に関する命令第 1 条）。このため、日本の社債については、本邦の証券会社は E B の口座を通じて他の者の為 (顧客の為) に振替を行うことが出来ない。
- (※ 4) 担保管理サービスを利用する場合は GMRA / 新現先により 銘柄後決め GC レポ 類似の取引となる。EB では、債券貸借取引（代用有価証券担保付債券貸借取引）に関する担保管理サービスも提供あり。
- (※ 5) 日本の国債、社債、地方債等について課税対象となる顧客は口座開設自体は出来るが、そこに日本の国債、社債、地方債等を預けることや振替 (決済) が出来ない。
- (※ 6) 源泉徴収義務を考慮すると、資本金 1 億円以上の内国法人が支払を受ける振替公社債の利子等に対する源泉徴収不適用の申請を受けていることが必要。

2. 課題（E B利用・非E B利用共通）①

【市場関係者共通】



社債レポ取引における市場関係者共通の課題と必要とされる措置（案）は以下のとおり。
本WGにおいては、優先度及び実現可能性の高いもの（フェイル慣行・契約書の整備）から、検討を行うこととしてはどうか。

市場関係者共通

項目	課題	必要とされる措置（案）
フェイル慣行の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なフェイルチャージルールの導入 投資家のフェイルに対する理解の向上、フェイルが許容される風土の醸成 	「一般債の振替決済に関するガイドライン」を改訂しフェイルチャージルールを記載
契約書等の整備	社債レポに係る標準契約書の雛形作成（債券貸借取引の契約書等、債券等の現先取引に関する基本契約書の見直し）	社債レポに対応するよう債券貸借取引及び現先取引に関する基本契約書等を見直し
ネットingg決済の導入	レポのロール時にネットinggにより債券の受け渡しをしないで済むと利便性が向上する。	<ul style="list-style-type: none"> ①当事者間におけるネットinggの実施 ②ネット＝ネット決済の導入
担保適格性	GCLレポの様に対象担保の適格性を関係者間で事前に決定する場合、その枠組み設定が肝要。複数格付がある場合の取り扱いや流動性の評価等の論点が生じる為、今後整理が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ①市場関係者間における担保適格性に関する枠組み構築 ②担保管理サービスの導入
レンディング機能の導入	セトル等で問題があった時にショートカバーをする術がない	証券貸借サービスの導入

2. 課題（E B利用・非E B利用共通）②

【各業態固有】



社債レポ取引における業態固有の課題は以下のとおり。

	規制上の制約	課題
投資信託業界	投信約款変更の取扱い	投資信託が社債レポを行うことを規定するための投信約款の変更の取扱いの整理（重大な約款変更、軽微な約款変更のいずれに該当するのか）
	規制上の制約	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針上の制約（現金担保の再投資についての留意事項）により、ファンドがレポ取引で資金調達をしてレバレッジをかけるハードルが高くなっている。

※上記については、内容を整理のうえ金融庁へ確認を行うこととしてはどうか。

各社において対応が必要な課題	課題
社内フロー整備、受託銀行との調整	投資信託でのレポ取引（貸債）の実績がないため、社内フローの整備や受託銀行との調整が必要【投資信託】
取引管理・対顧レポート	現在のレポ信託はJGBに対応した事務・システムとなっているため、信託ファンドでの取引管理、レポート提供等のため、信託銀行側での相応のシステム対応が必要【信託】
収益性・採算確保	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示や会計にかかるシステム開発等が必要になる可能性があるため、収益の見通しをたてられるかが重要 ・投資信託で国債の貸債を検討した際は収益が期待しづらいことで進められなかったもので、やはり収益性が鍵。【投資信託】 信託受託者が行うレポ信託は、ファンドオーナーである委託者（顧客）と約した信託目的を叶える範囲において受託者に証券貸借取引の裁量があるため、ファンドの採算確保が難しい等の場合においては、委託者の了解を得ることが難しいことが想定される。【信託】

※上記については、内容を整理のうえ報告書に記載することにより、関係者に対し情報共有を図ることとしてはどうか。 4

3. 課題（E B利用）①

【市場関係者共通】



市場関係者間におけるE B利用の際の課題として、以下の課題が認識された。

	項目	課題
市場関係者共通	取引参加者の制約	現状、取引に参加できる者が限定されている（「1. 社債レポ取引に関する整理表」（※1）のとおり）。
	社振法上の制約	重層保有に係る制約によりE B口座内で顧客預り玉の振替ができない（「1. 社債レポ取引に関する整理表」（※3）のとおり）。
	移管に係るコスト	E B口座への移管に係る事務処理コスト、システム導入コスト
	EBで利子を受け取る場合の日銀報告	利金支払日を跨ぐ貸出を行う可能性はあり、その場合は日銀報告が必要となる。
	資金ショート懸念	レポ取引の開始・終了時に於いて資金決済が発生する場合、当日決済を前提とした欧州のシステムであるEB口座と本邦口座間での資金送金・引出にて、時差や日本と欧米に於ける決済慣習の違い（海外送金にかかる時間）から、資金ショートや余資のダブつきが発生する可能性。

3. 課題（EB利用）② 【各業態固有】



	項目	課題
各業態固有	SWIFT や Web インターフェースへの対応	信託ファンドでのEB利用のためには、ファンド単位での口座開設と各信託ファンドとEB口座との証券及び資金の授受が必要になるが、現在EBを利用していない国内証券担当部署ではSWIFTやWebインターフェースによる指図ができない。【信託】
	担保用債券の確保	値洗い時に証券担保を差し入れるためには、信託ファンド内で担保用の証券を保有しておく必要があるが、レポ信託（運用有価証券信託）では、通常、運用（貸出）対象証券しか保有しないため、一部を貸出対象外とするか、別途、担保用の証券を受託する必要がある。【信託】
	収益性・採算確保、委託者との調整	貸出対象の社債や担保としての現金を一定量EB内の口座にプールする、あるいは都度EB内の口座との決済を行う等の対応が必要となった場合、前者の場合は稼働しない資産に関する保管コスト、後者の場合は決済コストが発生し、ファンドの採算確保が難しくなる。【信託】

※上記（P5, P6）については、内容を整理のうえ報告書に記載することにより、関係者に対し情報共有を図ることとしてはどうか。



資料 3
日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とう し
10/4は
証券投資の日

フェイル発生時の対応について (フェイル慣行・契約書等の整備関係) ①

2021年12月20日

日本証券業協会 公社債・金融商品部

I.フェイル慣行の整備



本年7月に実施した市場関係者への社債レポ取引に関するアンケート調査（以下「アンケート」という。）において、適切なフェイルチャージルールの導入を求める意見が複数寄せられたことから、フェイル慣行の整備として、フェイル・チャージの導入を検討する。

➤ フェイルに関するガイドライン

【現行】

- ・ 「フェイルに関するガイドライン」は、一般債については「一般債の振替決済に関するガイドライン」に規定があり、国債については「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」に規定がある。一般債のフェイルに関するガイドラインと国債のフェイルに関するガイドラインとは、規定内容が一部異なる（注）。
- ・ 一般債のフェイルに関するガイドラインと国債のフェイルに関するガイドラインとの主な相違点は、以下のとおり。
 - ① 国債は、「フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引にレポ取引（債券貸借取引及び現先取引）が含まれているが、一般債はレポ取引について明記されていない。
 - ② 国債は、フェイルされた受け方はフェイルした渡し方に対してフェイルチャージを請求できることとなっているが、一般債はフェイルチャージに関する規定はない。ただし、「フェイルをされた一般債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている一般債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする」旨の規定はある。

（注）2008年のリーマンショックを契機として、国債のフェイル慣行の見直しを行い、2010年11月から変更後のガイドラインの運用を開始している。このときに変更した部分が一般債のフェイルに関するガイドラインとの主な相違点になる。（相違点の詳細は別紙参照）

- ・ また、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」において、国債についてフェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務の取扱いを定めている。

➤ 検討事項

- 国債と一般債の「フェイルに関するガイドライン」において規定内容が異なる部分（対象となる取引へのレポ取引の明確化やフェイルチャージに関する規定の追加等）について、既にレポ市場が整備されている国債に合わせる形で一般債のフェイルに関するガイドラインを変更することを検討する。
- 「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の見直しの必要性を検討する。
- その他、必要に応じ社債レポを想定した規定の追加を検討する。

○ ご議論いただきたい事項

- ① フェイルチャージ導入以外に、社債レポ特有の検討すべき事項はあるか。
- ② 検討事項記載の方向性でよいか。

Ⅱ. 契約書等の整備

アンケートにおいて、「既存取引が無く積極的な検討も行っていないため、どのような契約書にすべきかを検討する必要がある。」「業界全体で機能する標準契約書の雛形を作成・共有するため、JGBレポ取引に準じた標準契約書案を作成し市場参加者からの意見を集う。」との意見が寄せられたことから、契約書等の整備について検討を行う。

➤ 参考様式

【現行】

レポ取引に関する契約書等については、本協会及び債券現先取引等研究会（レポ研）において、レポ取引において論点となる時価の算出方法や現先レートor貸借料・金利の支払い、担保金、契約不履行時の対応、フェイル発生時の処理等について規定した以下の参考様式を提供している。

（債券貸借取引）

- ・債券貸借取引に関する基本契約書
- ・基本契約書付属覚書
- ・フェイルに関する覚書（ただし、国債を想定して作成）

（新現先取引）

- ・債券等の現先取引に関する基本契約書
- ・別紙（銘柄先決め利含み・銘柄後決め・定時償還銘柄・非利含み・短期社債等の現先取引に関する合意事項）

➤ 検討項目

社債レポを行うにあたって必要な規定の追加等の見直しの検討項目としては以下が考えられる。

- ・時価の算出方法
- ・現先レートor貸借料・金利の支払い
- ・担保金の差入れ
 - (1) 基準担保金額 (ヘアカット)
 - (2) 値洗い、マージン・コール
- ・契約不履行が生じた場合の措置
- ・フェイル発生時の処理

○ご議論いただきたい事項

- ① 契約書の整備については、債券貸借取引（現担レポ）及び新現先取引のいずれも検討の対象とすることでよいか。
- ② 検討項目に過不足ないか。

資料3別紙

「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」における
「フェイルに関するガイドライン」の比較表

2021年12月

(下線部分が主な相違箇所)

項目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
フェイルの定義	<p>1. フェイルの定義</p> <p>一般債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。</p>	<p>1. フェイルの定義</p> <p>国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。</p>
フェイル解消の誠実努力義務	<p>2. フェイル解消の誠実努力義務</p> <p>フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。</p>	<p>2. フェイル解消の誠実努力義務</p> <p>フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。</p> <p><u>なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の際の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。</u></p>

項目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
フェイルに関するガイドラインの前提	<p>3. フェイルに関するガイドラインの前提</p> <p>(1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、一般債と資金を同時に決済する DVP 決済が前提となることに留意する。</p> <p>(2) <u>フェイルとなった取引を解消する際の決済については、決済照合段階から一般債振替システムに再入力することにより、DVP 決済で行うこととする。</u></p> <p>(3) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。</p> <p>(4) 一般債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。</p>	<p>3. フェイルに関するガイドラインの前提</p> <p>(1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、<u>DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）</u>が前提となることに留意する。 <u>なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。</u></p> <p>(2) <u>フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。</u></p> <p>(3) <u>売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 4 条、レポ取引にあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 11 条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第 13 条に定める方法により行うものとする。</u></p> <p>(4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。</p> <p>(5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。</p>

項 目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
	(5) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。	(6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。
フェイル・コストに関する考え方	<p>4. フェイル・コストに関する考え方</p> <p>(1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。</p> <p>(2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取ることができるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用することができる。</p> <p>(3) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする(別紙参照)。</p>	<p>4. フェイル・コストに関する考え方</p> <p>(1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。</p> <p>(2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用することができる。</p> <p>(3) <u>また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ(フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。)を請求できる。</u></p> <p>(4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。</p>

項 目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
	<p style="text-align: right;">(別 紙)</p> <p style="text-align: center;">「フェイル・コストに関する考え方」 における暫定的な取扱いについて</p> <p>「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の 4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」は、同項 (1) 及び (2) でいう経済合理性によりフェイルの発生が十分に抑止されるとの検討結果に基づき、取引の円滑化や市場流動性の確保の観点から、市場参加者間で遅延損害金等の授受を行わないことを市場慣行とするものであるが、現状のような異常なまでの低金利下ではこの経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念も否定できない。これは、フェイルに係る決済慣行を検討してきた本旨に合致しないものであるとともに、わが国の一般債市場への同決済慣行の定着に少なからず悪影響を与えることも懸念される。ついては、当分の間、フェイルをされた一般債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている一般債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする。</p>	

項 目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
	<p>なお、本費用請求については、一般債振替システム稼働後の一般債の決済状況及び市場環境の変化等を勘案し、「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」で十分経済合理性が働くと判断されたときに見直すこととする。</p>	
フェイルチャージの取扱い	<p>(規定なし)</p> <p>※ なお、一般債のフェイルにフェイルチャージを導入する場合には、社債的受益権(イスラム債)の取扱いについて慎重に検討する必要がある。</p>	<p>5. フェイルチャージの取扱い</p> <p>(1) <u>フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」(以下「実務取扱指針」という。)により行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>市場参加者は、全てのDVP決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。</u></p> <p>(3) <u>市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。</u></p> <p>(4) <u>フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする(計算式における定義等は実務取扱指針参照)。</u></p> $\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$

項目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
カットオフ・タイムの設定に係る フェイルの取扱い	<p>5. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い</p> <p>(1) カットオフ・タイムにおいて、一般債振替システムによる振替口記録が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。</p> <p>なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、一般債振替システムの DVP 決済振替申請時限までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</p> <p>(2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。</p>	<p>6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い</p> <p>(1) カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。</p> <p>なお、<u>市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</u></p> <p>（※）コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼動終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼動終了時刻」とする。</p> <p>(2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。</p>
フェイル状態の	6. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受	7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受

項目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理	<p>払い処理</p> <p>(1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合^(注6)、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。</p> <p>(2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合^(注7) ((3)及び(4)を除く。)、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を支払うこととする。</p> <p>なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとす。</p> <p>(3) <u>フェイル状態の解消前に一部償還(最終償還時を除く。)</u>及び利払いが行われた場合において、<u>渡し方が残りの額面「(原約定額面)－(一部償還額面)」を受け方に引き渡せる状態であることを当事者間で確認できたときは、受け方は残りの額面並びに本来受け取るべき一部償還金及び利金相当額(*1)を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領す</u></p>	<p>払い処理</p> <p>(1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。</p> <p>(2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。</p> <p>なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとす。</p>

項 目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
	<p><u>ることを条件として、残りの額面並びに一部償還金及び 利金相当額を受け方に支払うこととする。</u></p> <p><u>なお、この受払いをもって当事者間の取引は終了した ものとする。</u></p> <p><u>(※1) 原約定額面（当該一部償還前の額面）に係る利金 相当額</u></p> <p>(4) <u>フェイル状態の解消前に一部償還（最終償還時を除く。） 及び利払いが行われた場合において、渡し方が残りの額 面を受け方に引き渡せる状態であることを当事者間で確 認できないときは、受け方は本来受け取るべき一部償還 金及び利金相当額（上記※1）を渡し方に請求することと し、渡し方は対象債券のうち一部償還額面に係る原約定 の精算金額（※2）を受け方から受領することを条件とし て、一部償還金及び利金相当額を受け方に支払うことと する。</u></p> <p><u>(※2) (原約定の約定金額^(注8)) × [(償還前ファクター) － (償還後ファクター)] + 原約定の経過利子額</u></p> <p><u>なお、この受払いをもって当事者間に残る債権債務は、 渡し方については「(原約定額面)－(一部償還額面)」の</u></p>	

項 目	「一般債の振替決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
	<p><u>債券引渡債務となり、受け方は「(原約定精算金額)－(上記*2の一部精算金額)」の代金支払債務となる。</u></p> <p>(注6) 一部償還債について、一部償還は発生せず、利払いのみが行われるケースは、この条文が適用される。</p> <p>(注7) 一部償還債における最終償還を含む。また、予定償還だけでなく、繰上償還のケースにも適用。</p> <p>(注8) 約定金額とは、「売買単価(裸単価)×額面÷100」</p>	